組合通信
あゆみ
第 68 歩　2015 年 10 月号

鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254　茨城県神栖市太田 523-27
TEL **0479-46-0444**
組合HP　http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/

外国人技能実習・研修制度の現状（2015 年 10 月 JITCO 資料より）

先日 JITCO 交流大会が開催されました。大会では**「外国人技能実習・研修状況報告」「技能実習制度の現状・見直しについて」**の説明が行われました。今号ではその内容のポイントをご案内させていただきます。

入国者数・在留者数の推移について

①2014 年における**新規入国者数**は**約 8.2 万人**であり、国籍別では中国が約 5 割を占めています。
2013 年と比較すると前年比で中国は減少傾向、ベトナム、フィリピンなどが増加傾向にあります。
また 2015 年上半期（１～6 月）ですでに 5.4 万人となっており、前年を超えるペースです。

②2014 年における**在留者数**は**約 16.7 万人**であり、国籍別では中国が約 6 割を占めています。
こちらも前年と比較すると中国は減少傾向、ベトナム、フィリピンなどが増加傾向にあります。

①新規入国者数の推移（2015 年は暫定値）

	2013 年	2014 年	2015 年上半期(1～6 月) 総数	前年同期比	構成比
中国	**44,391**	**43,987**	**25,115**	**-9%**	**45.8%**
ベトナム	**10,132**	**19,490**	**16,142**	**88.4%**	**29.4%**
インドネシア	4,828	6,997	5,462	39%	10%
フィリピン	4,144	5,888	3,737	31.6%	6.8%
タイ	2,443	3,210	1,900	8.9%	3.5%
その他	1,505	2,961	2,529	98%	4.6%
合計	**67,443**	**82,533**	**54,885**	**19.5%**	100%

②在留者数の推移

	2012 年	2013 年	2014 年 総数	対前年比	構成比
中国	**111,395**	**107,174**	**100,093**	**-6.6%**	**60%**
ベトナム	**16,715**	**21,632**	**34,039**	**57.4%**	**20.3%**
インドネシア	8,842	10,077	12,721	26.2%	7.6%
フィリピン	9,098	10,064	12,222	21.4%	7.3%
タイ	3,464	3,947	4,923	24.7%	2.9%
その他	1,963	2,312	3,628	57%	2.2%
合計	**151,477**	**155,206**	**167,626**	**8%**	100%

行方不明者・失踪について

③右のグラフは２０１２～１４年度の技能実習生の失踪数を集計したものです。ご覧いただくとわかるとおり年々増加傾向にあります。

③行方不明者の推移

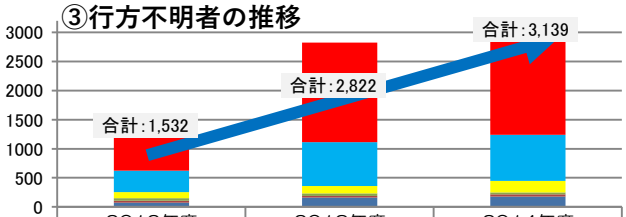

	2012年度	2013年度	2014年度
中国	906	1709	1902
ベトナム	371	752	787
インドネシア	105	126	200
タイ	45	48	33
フィリピン	33	24	41
その他	72	163	176

入管が失踪をした実習生（失踪後入管に検挙された者）に**失踪に至った理由**を聴取したところ、下記の理由が多かったとのことでした。

失踪の理由①　賃金
賃金・残業代の**未払い**や、実習生自身が想定していたよりも**低い賃金**だったなど

失踪の理由②　コミュニケーション不足
暴言・暴力・セクハラ・パワハラなど**「実習生の立場を低く扱う」**ことや努力や成果を認めない等の、**コミュニケーション不足**によるもの

このほかにも失踪の背景には様々な要因がありますが、いくつかの**ポイントを押さえ実習生へ接する**ことで失踪が起こらない方向へ導くことができます。ポイントは次のようなものがあります。

- **処遇、技能実習環境のミスマッチをなくす**
- **多くの人々に世話になっていることを理解させる**
- **日常のトラブルを防止する技能実習生へのケア**
- **実習年数や実績に対する賃金や手当等の配慮**

実習生にとっては、生活様式はもとより、文化・習慣もそれぞれの母国とは違います。
監理団体・実習実施機関と送出し機関が相互に補完しあって**技能実習生を指導・サポート**することで、実習生らが安心して技術・技能習得に打ち込める**環境を整える**ことが重要です。

失踪を起こさないためにも、まずは話をすることで心を開かせ、本人たちにとって何が問題となっているかを真摯に受け止めて、その悩みを一緒に考え解決することで、監理団体の相談員・実習実施機関の指導員には何でも相談できるという、**信頼を得る**ことが大切です。

裏面につづく→

労働災害等発生状況・死亡事故発生状況・不正行為の現状について

④2013 年度の**労働・通勤災害発生数は 1,217 人**であり、労働災害が 9 割を超えています。
実習生の増加に伴う形で労働・通勤災害も増える形となっています。

⑤2014 年度における**死亡者数**は **34 人**となっています。死亡事故については様々な理由がありますが、**交通事故（主に自転車）**と**作業中の事故**が身近なものとして挙げられます。
実習生が自転車に乗るときは必ず**ヘルメットをかぶらせ、交通ルールを遵守**させるようにしましょう。
作業中の事故防止については、**安全衛生教育**を行うことが効果的です。また、2015 年 12 月 1 日よりストレスチェック制度がスタートします。（従業員数 50 人未満の事業所は、当分の間努力義務）

⑥2012 年～14 年に**不正行為認定を受けた機関数**の推移です。**2014 年は 241 機関**でした。2013 年の 230 機関に比べると 4.7%の増加、2012 年の 197 機関と比べると 22.3%の増加となっています。
不正行為認定を受けた機関（241 機関）の内訳は、監理団体が 23 機関、実習実施機関が 218 機関です。
不正行為別の内訳は、下記が大半を占めています。（1 機関で複数の不正行為認定を受けたものを含む）

- **賃金不払等に関する不正行為**……**142 件**
- **講習期間中に実習実施機関の業務に従事させた**……**74 件**
- **研修・技能実習計画との齟齬**……**32 件**

④労働・通勤災害発生数の推移

	2011 年度	2012 年度	2013 年度
労働災害	896	994	1,109
通勤災害	97	92	108
死亡全体	**993**	**1,086**	**1,217**

⑤死亡者数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度
作業中	2	3	5
交通事故	4	5	6
脳・心疾患	2	8	6
自殺	3	2	6
その他	8	9	11
死亡全体	**19**	**27**	**34**

⑥不正行為機関数の推移

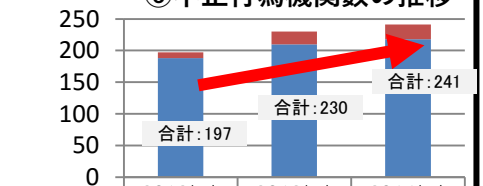

	2012年度	2013年度	2014年度
監理団体	9	20	23
実習実施機関	188	210	218

技能実習制度の見直しについて

◆見直しの方向性：管理監督体制の強化を前提に制度を拡充（2015 年度中に新制度移行）

①監理監督体制の強化策のポイント

- **監理団体（組合）**は**許可制**
  実習実施者（受入先）は**届出制**
  技能実習計画は**個々に認定制**
  とする。技能実習計画の認定外国人技能実習機構が行い、**認定後に在留資格の交付申請**を行う。
- **外国人技能実習機構**（認可法人）を新設し**「技能実習計画の認定」「実習実施者・監理団体等に報告を求め、実地に検査」**「実習実施者の届出の受理」「監理団体の許可に関する調査」等を行わせる。

②拡充策のポイント

- **一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる監理団体**への**実習期間の延長又は再実習**（3 年→**5 年**）
  実習生は、3 年で**一旦帰国後（原則 1 か月以上）**在留資格の取得又は変更を行う。
  また、**所定の技能評価試験**（技能検定 3 級）に**合格**した者を対象とし、帰国前に技能検定 2 級の試験の受験を行う
- 常勤従業員数に応じた**人数枠を倍増**させる
- 対象職種の拡大を行う。内容としては**地域限定の職種**、**複数職種の同時実習**など

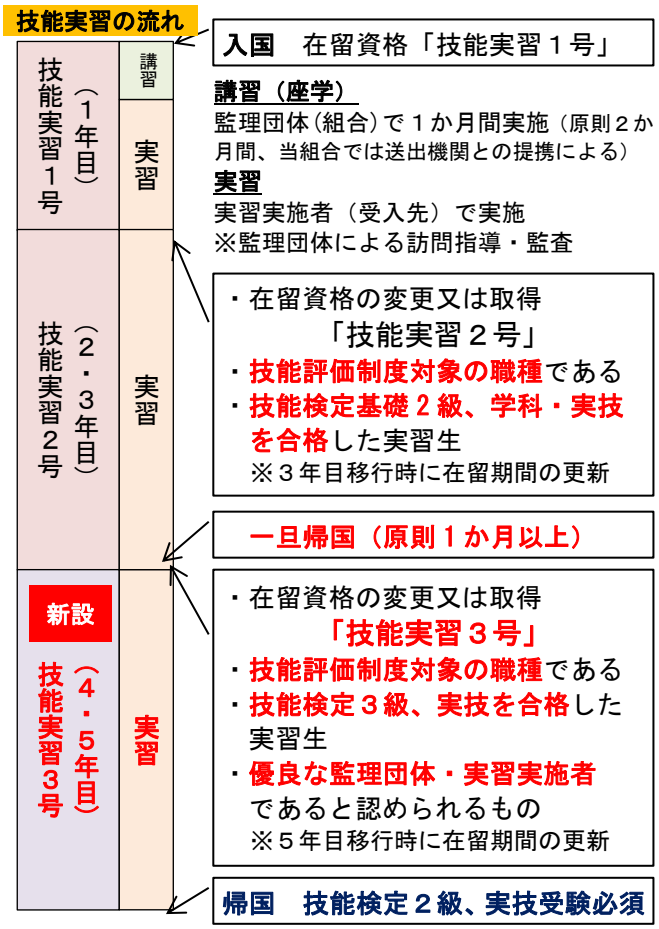

※優良な監理団体等とは法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体（組合）及び実習実施者（受入先）をいう。